

平成21年（行ウ）第49号 木曾川水系連絡導水路事業公金支出差止
請求事件

原告 小林 收 外91名

被告 愛知県知事 神田真秋 外1名

被告ら準備書面2

平成22年1月13日

名古屋地方裁判所民事第9部A2係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士	佐 治 良 三
同	後 藤 武 夫
同訴訟復代理人弁護士	常 川 尚 嗣



被告らは下記の通り主張する。なお、本準備書面においては、特に断りのない限り、従前使用したのと同じの略称を使用する。

記

(目 次)

第1	はじめに	4
第2	本件導水路事業の概要について	5
1	目的	5
	(1) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)	5
	(2) 新規利水の供給	5
2	事業主体	5
3	愛知県の関わり	5

4	本件導水路の建設	6
	(1) 施設の位置、概要	6
	(2) 本件導水路による導水計画	7
	(3) 工期	7
	(4) 費用及びその負担方法	7
第3	本件導水路事業が位置付けられるまでの経緯について	8
1	はじめに	8
2	本件導水路事業が位置付けられるまでの木曾川水系フル プランの変遷について	9
	(1) 木曾川水系フルプラン（第1次計画及び第2次計画） について	9
	(2) 木曾川水系フルプラン（第3次計画）について	10
	(3) 木曾川水系フルプラン（第4次計画）について	11
3	徳山ダム建設事業について	11
	(1) はじめに	11
	(2) 徳山ダム建設の目的（当初計画）	11
	(3) 徳山ダム事業実施計画の経緯について	12
第4	本件導水路事業の実施に係る法手続の適法性について	13
1	水資源開発基本計画（フルプラン）の決定及び変更に係る 一般的な手続について	13
	(1) 水資源開発水系の指定について	14
	(2) 水資源開発基本計画（フルプラン）の決定について	14
2	木曾川水系フルプランの決定の経緯について	15
	(1) はじめに	15
	(2) 水資源開発水系の指定について	15

(3) 木曾川水系フルプラン（第4次計画）に係る手続について……………	16
(4) 木曾川水系フルプラン（第4次計画）の一部変更に係る手続について……………	17
(5) 小括……………	19
3 河川整備基本方針及び河川整備計画の策定に係る一般的な手続について……………	19
(1) はじめに……………	19
(2) 河川整備基本方針の策定について……………	19
(3) 河川整備計画の策定について……………	20
4 木曾川水系に係る河川整備基本方針及び河川整備計画について……………	21
(1) はじめに……………	21
(2) 本件河川整備基本方針の策定に係る手続について……………	21
(3) 本件河川整備計画の策定に係る手続について……………	23
(4) 小括……………	25
5 本件導水路に係る事業実施計画について……………	25
(1) 事業実施計画の認可に係る一般的な手続について……………	26
(2) 本件導水路事業実施計画の認可手続について……………	26
6 小括……………	27

第1 はじめに

本件導水路事業は、後にも述べるとおり、昭和43年10月15日に決定された木曾川水系フルプラン（第1次計画）が、昭和48年3月23日の全部変更（木曾川水系フルプラン（第2次計画））、平成5年3月26日の全部変更（木曾川水系フルプラン（第3次計画））、平成16年6月15日の全部変更（木曾川水系フルプラン（第4次計画））、さらには平成20年6月3日の同計画の一部変更を経る中で、木曾川水系フルプランに位置付けられたものであり、また、平成20年3月28日に策定された木曾川水系河川整備計画においても、流水の正常な機能の維持を図るための事業として位置付けられたものである。

とりわけ、本件導水路事業は、徳山ダム建設事業と深い関連性を有している（徳山ダム建設事業は、昭和51年9月28日に徳山ダム建設事業に関する事業実施計画（以下「徳山ダム事業実施計画」という。）が認可され、その後平成16年7月15日までの間に徳山ダム事業実施計画の変更が3回認可され、同ダムは、平成20年5月に本格的運用を開始した。）。

そこで、本準備書面においては、まず第2において本件導水路事業の概要について述べた上、第3において本件導水路事業と木曾川水系フルプラン及び徳山ダム建設事業との関連について述べ、第4において本件導水路事業が適法な法的手続を経たものであることについて述べ、もって原告らの本訴請求に理由がないことを明らかにする。

なお、原告らの本訴請求は、いわゆる先行行為の違法性に係る承継理論からみても、明らかに理由がないものといわざるを得ないところであるが、その詳細は別に準備書面をもって述べることにする。

第2 本件導水路事業の概要について

1 目的

(1) 流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）

木曾川水系連絡導水路（以下「本件導水路」という。）により、木曾川水系の異常渇水時において、徳山ダムに確保される流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）を図るための容量5,300万 m^3 のうち4,000万 m^3 の水を、最大毎秒4.0 m^3 については長良川を經由して、また最大毎秒12.0 m^3 については直接、木曾川に導水し、木曾成戸地点において河川環境の改善のための流量を確保するものである。

(2) 新規利水の供給

本件導水路により、徳山ダムに確保される愛知県の水道用水として最大毎秒2.3 m^3 、名古屋市の水道用水として最大毎秒1.0 m^3 及び名古屋市の工業用水として最大毎秒0.7 m^3 を導水し、木曾川において取水を可能ならしめるものである。

2 事業主体

国土交通省は、平成18年度に本件導水路事業の実施計画調査に着手したが、その後、平成20年9月4日、独立行政法人水資源機構法（以下「水資源機構法」という。）第14条第4項及び第5項の規定により、本件導水路事業を水資源機構に承継せしめ、現在は水資源機構が事業主体となっている。

3 愛知県の関わり

愛知県は、水資源機構法第21条、第22条及び第25条の規定に基づき、流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）については特定施設の新築に要する費用の一部、並びに、特定施設の管理及び災害復旧工事に要する費用の一部を負担しなければな

らず、新規利水の供給については水資源開発施設の新築及び管理、並びに、これについての災害復旧工事に要する費用の一部を負担することとされている。

そして、このうち、被告愛知県知事は、水資源機構法第21条及び第22条の規定に基づき、流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）に係る費用の一部を、被告愛知県公営企業管理者企業庁長は、同法第25条の規定に基づき新規利水の供給に係る費用の一部を、それぞれ支出することとされている。

4 本件導水路の建設

(1) 施設の位置、概要

上記1の(1)及び(2)の目的を達成するための本件導水路の建設計画の概要は、以下の通りである。

ア 上流施設

位 置	岐阜県揖斐郡揖斐川町、同郡大野町、本巣市、岐阜市、各務原市、関市、加茂郡坂祝町
構 造	取水工、トンネル、サイホン、放水工等
延 長	約43km
通水量	揖斐川から長良川までの間、最大毎秒20.0m ³ を通水し、そのうち最大毎秒4.7m ³ を長良川へ、その余の最大毎秒15.3m ³ を木曾川へ通水する。

イ 下流施設

位 置	岐阜県羽島市、海津市
構 造	取水工、パイプライン、放水工等
延 長	約1km
通水量	上記アの通水量のうち、長良川に通水した最大

毎秒4.7 m³を長良川から木曾川へ通水する。

(2) 本件導水路による導水計画

本件導水路による導水計画は、徳山ダムにおいて確保される水の一部を、上記(1)アの上流施設（以下「上流施設」という。）によって揖斐川から最大毎秒20.0 m³を取水し、上流施設で木曾川へ直接導水される最大毎秒15.3 m³については、流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）を図るための水として最大毎秒12.0 m³、愛知県の水道用水として最大毎秒2.3 m³及び名古屋市の水道用水として最大毎秒1.0 m³を導水し、また、上流施設で取水され、長良川を經由する最大毎秒4.7 m³については、木曾川の流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）を図るための水として最大毎秒4.0 m³、名古屋市の工業用水として最大毎秒0.7 m³を、上記(1)イの下流施設によって長良川から取水し、木曾川に導水する計画である。

(3) 工期

平成18年度から平成27年度までの予定（なお、前述の通り、平成18年度から国土交通省が施行中のものを、平成20年9月4日、水資源機構が承継した。）

(4) 費用及びその負担方法

ア 本件導水路事業に要する費用の概算額は、約890億円である。

なお、上記金額のうち、水資源機構が本件導水路事業を承継するまでに、国土交通省により河川整備事業費等として約22億円が支出されている。

ただし、上記金額には、本件導水路の新築に要する費用（水資源機構法第21条及び第25条）は計上されているが、管理

及び災害復旧工事に要する費用（同法第 22 条及び第 25 条）は計上されていない。このため、以下には本件導水路の新築に要する費用の負担について述べることとする。

イ 流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）に係る費用の額は、本件導水路事業に要する費用の総額の 65.5%であり、水資源機構は、水資源機構法第 21 条第 1 項並びに同法施行令第 19 条及び第 20 条により、国からその費用の額のうち既に国が要した費用の額を控除した残額の交付を受ける。

なお、国が水資源機構に交付する金額の一部は、水資源機構法第 21 条第 3 項及び第 4 項並びに同法施行令第 22 条に基づき、岐阜県、愛知県及び三重県が国に対して負担しなければならない。

ウ 新規利水の供給に係る費用の額は、本件導水路事業に要する費用の総額の 34.5%であり、水資源機構が支弁する。

ただし、水資源機構は、水資源機構法第 25 条第 1 項並びに同法施行令第 29 条及び第 30 条の規定に基づき、本件導水路事業に要する費用の総額のうち水道用水に係る費用の負担として、愛知県に 20.9%、名古屋市に 9.1%を、工業用水道に係る費用の負担として名古屋市に 4.5%を負担させるものとされている。

第 3 本件導水路事業が位置付けられるまでの経緯について

1 はじめに

以上述べたとおり、本件導水路事業は木曾川水系フルプラン及び木曾川水系河川整備計画の中に位置付けられた事業であり、水資源

機構が新たに水路等を建設し、木曾川水系の異常渇水時において、岐阜県揖斐郡揖斐川町に存する徳山ダムに確保された渇水対策容量5,300万 m^3 のうち4,000万 m^3 の水を、一部は長良川を経由して木曾川に導水することにより木曾成戸地点において河川環境の改善のための流量を確保するとともに、徳山ダムに確保される愛知県及び名古屋市の都市用水（水道用水及び工業用水）を木曾川で取水できるようにするものである。

なお、木曾川水系フルプランに徳山ダム建設事業が最初に位置付けられたのは木曾川水系フルプラン（第2次計画）である。本件導水路事業は、その後2回の全部変更を経た木曾川水系フルプラン（第4次計画）が平成20年6月3日に一部変更された際に位置付けられ、また、同年3月28日に策定された木曾川水系河川整備計画に位置付けられている。

よって、以下には、本件導水路事業と木曾川水系フルプラン及び徳山ダム建設事業との関連について述べるものとし、木曾川水系河川整備計画については第4で述べることとする。

2 本件導水路事業が位置付けられるまでの木曾川水系フルプランの変遷について

(1) 木曾川水系フルプラン（第1次計画及び第2次計画）について

木曾川水系フルプランは、昭和43年10月15日に決定された（第1次計画）。第1次計画においては、昭和50年度における「水の用途別の新規需要の見通し及び供給の目標」が毎秒73 m^3 とされたが、この計画の内容を全部変更して、昭和48年3月23日に木曾川水系フルプラン（第2次計画）が決定された。第2次計画においては、昭和60年度における「水の用途別の新規需要の見通し及びその供給の目標」が毎秒約121 m^3 とされ、「供

給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項」の中に徳山ダム建設事業が加えられた。徳山ダム建設事業は、洪水調節及び不特定かんがい等の用に供する機能を有するもので、岐阜県及び愛知県等の水道用水及び工業用水を確保し、発電の用にも供するものとされた。

(2) 木曾川水系フルプラン（第3次計画）について

ア 木曾川水系フルプランは、その後、昭和57年3月26日に一部変更がされ、平成5年3月26日に全部変更された（第3次計画）。第3次計画においては、昭和61年度から平成12年度までを目途とする「水の用途別の新規需要の見通し及びその供給の目標」が毎秒約34 m³とされた。なお、徳山ダム建設事業の目的については、第2次計画において事業目的とされたもののうち「洪水調節及び不特定かんがい等の用に供する機能を有するもの」が、「洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図る」と改められた。

イ 木曾川水系フルプランは、さらにその後、平成8年11月22日及び平成9年12月19日に一部変更がされた。このうち後者の一部変更においては、徳山ダム建設事業による新規利水容量が約2億1,900万m³から約1億6,600万m³に変更（約5,300万m³減量）されるとともに、徳山ダム建設事業の目的のうち「流水の正常な機能の維持」については「異常渇水時の緊急水の補給を含む」とされたが、これは、後述する徳山ダム建設事業審議委員会（以下「徳山ダム審議委員会」という。）の審議の結果等から、近年の少雨化傾向、特に平成6年の渇水を踏まえ、上記新規利水容量の減量分が木曾川水系の異常渇水時に有効活用されることとされたものである。

(3) 木曾川水系フルプラン（第4次計画）について

ア 木曾川水系フルプランは、さらにその後、平成16年6月15日に全部変更された（第4次計画）。第4次計画においては、「供給の目標」は、近年の降雨状況等による流況の変化を踏まえつつ、地域の実状に即して安定的な水の利用を可能にすることとされ、「供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項」に掲げる徳山ダム建設事業外1事業に係る施設整備を行うとともに、開発した水を効率的に利用するための調査を推進することとされた。なお、これまでに整備した施設等と併せて、この施設整備により平成27年度に供給が可能と見込まれる水道用水及び工業用水の水量は、計画当時の流況を基にすれば毎秒約113 m³であるが、近年の20年に2番目の渇水年の流況を基にすれば毎秒約77 m³とされた。

イ そして、第4次計画は、平成20年6月3日に一部変更され、本件導水路事業が追加されることとなったのである。

3 徳山ダム建設事業について

(1) はじめに

前述のとおり、本件導水路事業は、揖斐川上流に建設された徳山ダムにおいて確保される水の一部を木曾川及び長良川に導水するための水路等を建設する事業である。

徳山ダムは、昭和48年3月23日、木曾川水系フルプラン（第2次計画）において掲上された事業である。

そこで、以下には徳山ダム建設事業について本件導水路事業と関連する限度で言及することとする。

(2) 徳山ダム建設の目的（当初計画）

ア 洪水調節について

徳山ダムによって、当該ダムの建設される地点における計画高水流量毎秒1,920 m³のうち、毎秒1,720 m³の洪水調節を行い、下流の高水流量を低減させるものとする。

イ 流水の正常な機能の維持について

徳山ダムによって、揖斐川の既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図るものとする。

ウ 新規利水について

徳山ダムによって、岐阜県の水道用水として最大毎秒1.5 m³、愛知県の水道用水として最大毎秒4.0 m³、名古屋市の水道用水として最大毎秒5.0 m³、岐阜県の工業用水として最大毎秒3.5 m³及び名古屋市の工業用水として最大毎秒1.0 m³の取水を可能ならしめるものとする。

(3) 徳山ダム事業実施計画の経緯について

ア 上記(2)の目的を達成するべく、昭和46年度に実施計画調査が開始され、その後、昭和51年9月28日、徳山ダム事業実施計画が認可され、平成元年2月13日には、徳山ダム事業実施計画の変更(第1回)が認可された。

イ 一方、平成7年12月13日、建設省中部地方建設局長及び水資源開発公団中部支社長からの委嘱を受け、徳山ダム審議委員会が設置され、徳山ダム建設事業の目的、内容等について、同月20日の第1回から第13回まで審議が重ねられ、平成9年2月の第13回徳山ダム審議委員会において、委員長より建設省中部地方建設局長及び水資源開発公団中部支社長に対して、「徳山ダム建設事業について(意見)」が出された。その意見では、恒久的な水資源の確保は将来の地域の発展にとって不可欠であり、水資源開発は長期的展望に立って進めることが

重要であること、渇水に強い木曾川水系とするため、徳山ダムにおいて渇水対策容量を確保し、異常渇水時に木曾川水系に補給することは有効な方策であることから、徳山ダムの治水、利水の緊急性・重要性、近年の降雨状況、これまでの経緯等からみて、渇水対策容量の確保にあたっては、ダムの規模を変えずに、名古屋市の新規利水を減量する分に相当する容量を充当する旨の計画変更をすることが妥当であるとされた。

ウ 前記2(2)イで述べたとおり木曾川水系フルプランが平成9年12月19日に一部変更されたことから、平成10年1月8日、新規利水を最大毎秒15 m³から最大毎秒12 m³へと減量する徳山ダム事業実施計画の変更(第2回)が認可された。その内容は、名古屋市の水道用水として最大毎秒5 m³を最大毎秒3 m³減量するというものであった。

さらに、平成16年7月15日には、徳山ダム事業実施計画の変更(第3回)の認可により、新規利水が最大毎秒12 m³から最大毎秒6.6 m³へと減量された。

第4 本件導水路事業の実施に係る法手続の適法性について

1 水資源開発基本計画(フルプラン)の決定及び変更に係る一般的な手続について

水資源開発基本計画(フルプラン)は、産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域に対する水の供給を確保するために国土交通大臣において定められる計画であり、国土交通大臣は、水資源開発水系の指定をしたときは、水資源開発基本計画を決定しなければならないとされている。

(1) 水資源開発水系の指定について

国土交通大臣は、産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域について広域的な用水対策を緊急に実施する必要があると認めるときは、当該地域に対する用水の供給を確保するため水資源の総合的な開発及び利用の合理化を促進する必要がある河川の水系を水資源開発水系として指定することとされている（水資源開発促進法第3条第1項）。

(2) 水資源開発基本計画（フルプラン）の決定について

国土交通大臣は、水資源開発水系の指定をしたときは、当該水資源開発水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となるべき水資源開発基本計画を決定しなければならないこととされている（水資源開発促進法第4条第1項）。そして、この水資源開発基本計画には、「水の用途別の需要の見とおし及び供給の目標」、「供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項」及び「その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項」を記載しなければならないこととされている（同法第5条）。

国土交通大臣が水資源開発基本計画を決定するにあたっては、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聴いたうえで（同法第4条第1項）、閣議決定を経なければならないこととされ（同条第2項）、さらに、水資源開発基本計画を決定したときは、これを公示しなければならないこととされている（同条第4項）。また、水資源開発基本計画の変更にあっても、同様の手続を経なければならないこととされている（同条第5項）。

なお、国土審議会には、水資源開発分科会が置かれており、水資源開発分科会は、水資源開発促進法の規定により国土審議会の

権限に属せられた事項を処理することとされている（国土審議会令（平成12年政令第298号）第2条）。また、水資源開発分科会には、その定めるところにより部会を置くことができるとされており（同令第3条）、水資源開発分科会に木曾川部会始め7部会が置かれている。このうちの木曾川部会の所掌事務は、木曾川水系フルプランについて調査審議し、その結果を水資源開発分科会に報告することとされている。

2 木曾川水系フルプランの決定の経緯について

(1) はじめに

本件導水路事業は、平成16年6月15日に全部変更された木曾川水系フルプラン（第4次計画）の「供給の目標」を達成するために必要な施設として、平成20年6月3日の一部変更の際に、初めて、具体的な事業として木曾川水系フルプラン（第4次計画）に位置付けられたものである。

そして、平成21年3月27日の一部変更では木曾川右岸施設緊急改築事業が位置付けられたが、本件導水路事業の内容に関する変更はなされず、現在に至っている。

よって、以下には、木曾川水系フルプラン（第4次計画）の決定の手續及び平成20年6月3日の一部変更の手續について述べ、その法的手続の履踐の状況について明らかにするものとする。

(2) 水資源開発水系の指定について

木曾川、長良川及び揖斐川の3河川を幹川としている木曾川水系は、産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い広域的な用水対策を必要とする地域であるとして、内閣総理大臣（現行法では、国土交通大臣）により、昭和40年6月25日に、水資源開発促進法第3条に基づき、「水資源開発水系」に指定された。

(3) 木曾川水系フルプラン（第4次計画）に係る手続について

ア 平成13年8月21日、第1回水資源開発分科会により木曾川部会等が設置された。その後、国土交通大臣から木曾川水系フルプラン（第3次計画）の全部変更について国土審議会に意見聴取がなされ、国土審議会から水資源開発分科会に付託され、さらに、水資源開発分科会から木曾川部会に付託され、平成15年7月4日に木曾川部会において審議された。

イ 国土交通省土地・水資源局水資源部水資源計画課長は、木曾川水系フルプランの全部変更を行うために、平成15年8月7日付けで、愛知県企画振興部長に対し、木曾川水系における水資源開発基本計画需給想定調査を依頼した。愛知県企画振興部長は、名古屋市の都市用水に係る需給想定調査については同市からの回答を得たうえで、平成16年3月30日付けで、国土交通省水資源計画課長に対し、需要想定値等を回答した。

この愛知県の需要想定値は、木曾川部会及び水資源開発分科会において、国土交通省が自ら算定した需要想定値と比較検討され、最終的に、愛知県の需要想定値が妥当であるとして、木曾川水系フルプラン（第4次計画）に反映されることとなった。

ウ 平成16年4月13日及び同年5月12日に木曾川部会が開催され、木曾川水系フルプランの全部変更の案文等について調査審議された。

エ 同月31日に第4回水資源開発分科会が開催され、木曾川部会の審議結果の報告について審議された結果、木曾川水系フルプランの全部変更の案文等が妥当であるとされ、了承された。

オ 同年6月3日付けで、国土交通大臣から、水資源開発促進法第4条第1項に基づき、被告愛知県知事に対し、木曾川水系フ

ルプランの全部変更について意見聴取がなされた。被告愛知県知事は、名古屋市の意見を聴き、同市から回答を得たうえで、同月8日付けで「異議ない」旨回答した。

カ 水資源開発促進法第4条第2項に基づき、平成16年6月15日、閣議決定がなされ、国土交通大臣が木曾川水系フルプラン（第3次計画）を全部変更する決定を行い、同条第5項に基づき、同月24日にこの旨の公示をなした。

(4) 木曾川水系フルプラン（第4次計画）の一部変更に係る手続について

上記第3、2(3)で述べたとおり、第4次計画に記載された「開発した水を効率的に利用するための調査」が推進された結果、平成20年6月3日に木曾川水系フルプラン（第4次計画）は一部変更され、本件導水路事業が追加された。その手続は以下のとおりである。

ア 水資源開発促進法第4条第1項に基づき、国土交通大臣から国土審議会に対して木曾川水系フルプラン（第4次計画）の一部変更について意見聴取がなされ、国土審議会から水資源分科会に付託され、さらに、水資源開発分科会から木曾川部会に付託された。

イ 平成20年3月6日の第4回木曾川部会において、「供給の目標を達成するため必要な施設に関する基本的な事項」に本件導水路事業を追加する旨の内容を含む木曾川水系フルプラン（第4次計画）の一部変更の案文等について調査審議がなされた。

同月18日には第8回水資源開発分科会が開催され、木曾川部会の審議結果について審議された結果、上記案文等について

妥当であるとされ、了承された。

ウ 同月26日付けで、国土交通大臣より被告愛知県知事に対し、水資源開発促進法第4条第1項に基づき、木曾川水系フルプランの一部変更について意見聴取がなされた。被告愛知県知事は、名古屋市の意見を聴き、同市からの回答を得たうえで、同月31日付けで国土交通大臣に対して「異議ない」旨回答した。

エ 水資源開発促進法第4条第2項に基づき、平成20年6月3日に閣議決定がなされ、国土交通大臣が木曾川水系フルプラン（第4次計画）の一部変更を行い、同条第5項に基づき、同月17日に、この旨の公示をなした。

オ 以上の手続により、木曾川水系フルプラン（第4次計画）の内容は、以下の通りとなった。

(7) 水の用途別の需要の見通し

水道用水について、水道事業が木曾川水系に依存する水量の見込みは毎秒約50 m³。なお、このうち愛知県分（名古屋市水道事業分を除く。）は、毎秒約17 m³。

工業用水について、工業用水道事業が木曾川水系に依存する水量の見込みは毎秒約19 m³。なお、このうち愛知県分（名古屋市工業用水道事業分を除く。）は、毎秒約9 m³。

農業用水について、木曾川水系に依存する水量の増加は見込まれない。

(イ) 供給の目標

(7)の水の需要に対し、近年の降雨状況等による流況の変化を踏まえつつ、地域の実状に即して安定的な水の利用を可能にすることを供給の目標とする。

(ウ) 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基

本的な事項

(4) の供給の目標を達成するために、木曾川水系連絡導水路事業等の施設整備を行うとともに、開発した水を効率的に利用するための調査を推進する。

(5) 小括

以上の通り、木曾川水系フルプラン（第4次計画）は、法定の手続に基づいて決定された適法なものであり、したがって同計画に位置付けられた事業である本件導水路事業もまた適法なものであることは明白である。

3 河川整備基本方針及び河川整備計画の策定に係る一般的な手続について

(1) はじめに

本件導水路事業の目的の一つに、流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）が存することは、先に述べたとおりであるが、流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）は、河川管理者が定める河川整備基本方針（計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持（以下「河川の整備」という。））についての基本となるべき方針に関する事項）（河川法第16条）及び河川整備計画（河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間に係る当該河川の整備に関する計画）（河川法第16条の2）に基づくものである。

そこで、以下には、河川整備基本方針及び河川整備計画の策定に係る法定の手続について述べる。

(2) 河川整備基本方針の策定について

河川整備基本方針は、水害発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、かつ、国土形成計画及び

環境基本計画との調整を図って、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定められなければならない（河川法第16条第2項）。そして、国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通省の附属機関として設置された社会資本整備審議会の意見を聴かなければならず（同条第3項）、河川管理者は、河川整備基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない（同法第16条第5項）。

なお、社会資本整備審議会には、河川分科会が置かれており、河川分科会は、河川法等の規定により社会資本整備審議会の権限に属させられた事項を処理する（社会資本整備審議会令（平成12年政令第299号）第6条）。また、分科会には、その定めるところにより部会を置くことができ（同令第7条）、河川分科会には、部会として、河川整備基本方針検討小委員会始め3つの小委員会が置かれており、河川整備基本方針検討小委員会は、河川整備基本方針の策定に係る専門的調査を行うこととされている。

社会資本整備審議会の委員は、学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する（同令第3条）。

(3) 河川整備計画の策定について

河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、河川整備計画を定めておかなければならない（河川法第16条の2第1項）。

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならず（同条第3項）、また、必要がある

と認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない(同条第4項)。さらに、河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならないが(同条第5項)、国土交通大臣が河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならず(河川法施行令第10条の4第1項)、この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない(同条第2項)。そして、河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない(河川法第16条の2第6項)。

4 木曾川水系に係る河川整備基本方針及び河川整備計画について

(1) はじめに

本件導水路事業の目的の一つに、流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)が存することは、先に述べたとおりであるが、木曾川水系に関しても、河川法に基づく適正な手続により、木曾川水系河川整備基本方針(以下「本件河川整備基本方針」という。)及び木曾川水系河川整備計画(以下「本件河川整備計画」という。)が定められており、本件導水路事業が本件河川整備基本方針及び本件河川整備計画に適合していることは、以下に述べるとおりである。

(2) 本件河川整備基本方針の策定に係る手続について

ア 木曾川水系は、木曾川、長良川及び揖斐川の3河川を幹川とする水系であり、これら3河川を始め、同水系に属する河川は一級河川として指定されている。そして、一級河川の管理は国土交通大臣が行うこととされ(河川法第9条第1項)、また、

河川管理者は、河川整備基本方針を水系ごとに定めなければならないこととされている（同法第16条第1項及び第2項）。

したがって、国土交通大臣は、木曾川水系について河川整備基本方針を策定しなければならない。

イ 本件河川整備基本方針の策定にあたっては、河川法第16条第3項に基づき、国土交通大臣から社会資本整備審議会に意見聴取がなされ、社会資本整備審議会から河川分科会に付託され、さらに、河川分科会から河川整備基本方針検討小委員会に付託された。

ウ 河川整備基本方針検討小委員会は、平成19年6月29日、同年7月31日及び同年8月31日に開催され、本件河川整備基本方針の案について調査審議された。

エ 河川分科会は、同年10月11日に開催され、河川整備基本方針検討小委員会の報告に基づいて審議された結果、本件河川整備基本方針の策定については、河川分科会として適当と認められ、河川分科会の議決をもって社会資本整備審議会の議決とされた。

オ 以上の手続を経て、平成19年11月22日付けで、国土交通大臣により本件河川整備基本方針が策定され、河川法第16条第5項に基づき、公表された。

カ 以上述べたところから明らかなおり、本件河川整備基本方針は、所要の手続を適正に経て策定されたものである。

しかして、本件河川整備基本方針は、木曾川水系の河川の整備についての基本となるべき方針に関する事項を定めたものであるところ、本件導水路事業に関しては、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」という河川の総合的な保全と

利用に関する基本方針のもと、「広域的な水需要地域への供給、
渇水時における被害の最小化を図るため、木曾三川を繋ぐ水路
を整備するとともに水資源開発施設の総合運用を図る。」と定
められているのである。

(3) 本件河川整備計画の策定に係る手続について

ア 上述したとおり、木曾川水系は、木曾川、長良川及び揖斐川
の3河川を幹川とする水系であり、これら3河川を始め、同水
系に属する河川は一級河川として指定されている。そして、一
級河川の管理は、国土交通大臣が行うこととされているが、国
土交通大臣が指定する区間（以下「指定区間」という。）内の
一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、当
該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事
が行うこととすることができる（河川法第9条第1項及び第2項）。

したがって、国土交通大臣は、木曾川水系に属する河川のう
ち、指定区間外、即ち自ら管理を行うこととされる区間につい
て、河川整備計画を策定しなければならない。

なお、本件導水路事業は、指定区間外、即ち国土交通大臣が
自ら管理を行うこととされる区間において実施される事業で
あることから、その計画についても、国土交通大臣が定める河
川整備計画の中に位置付けられることとなる。

イ 河川管理者は、河川整備計画の案を作成するにあたっては、
必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の
意見を聴かなければならないこととされている（河川法第16
条の2第3項）。そこで、国（国土交通大臣から河川整備計画
の策定について権限の委任を受けている国土交通省中部地方

整備局長)は、学識者等で構成される木曾川水系流域委員会を設置している。

ウ 国土交通省中部地方整備局長は、木曾川水系流域委員会を平成19年3月13日から平成20年2月6日まで合計11回開催して、本件河川整備計画の案の作成にあたり、学識者等の意見を聴いた。

エ 国土交通省中部地方整備局は、関係住民の意見を反映させるために「ふれあい懇談会」を愛知県、岐阜県及び三重県の各会場において合計4回に亘り開催し、住民等の意見を聴いた。

また、河川法第16条の2第4項に基づき、平成20年1月18日に「木曾川水系河川整備計画(原案)公聴会」を、愛知県、岐阜県及び三重県の各会場において開催し、住民等の意見を聴いた。

オ さらに、国土交通省中部地方整備局長は、平成20年2月6日、関係都道府県知事(愛知県知事、岐阜県知事、三重県知事及び長野県知事)に対して、河川法第16条の2第5項及び同法施行令第10条の4第1項に基づき、意見聴取を行った。

これを受けて、同月7日、被告愛知県知事は、河川法施行令第10条の4第2項に基づき、関係市町村長(名古屋市、一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、愛西市、弥富市、扶桑町、七宝町、美和町、蟹江町及び飛島村の8市4町1村の長)に対して意見聴取を行ったところ、同月18日までに、上記各市町村長から「意見なし」との回答があった。そこで、被告愛知県知事は、同月20日に、国土交通省中部地方整備局長に対して「意見はない」旨回答し、あわせて、本件河川整備計画に基づく事業の推進について2項目の要望をなした。

カ 以上の手続を経て、平成20年3月28日付けで、国土交通省中部地方整備局長により本件整備計画が策定され、河川法第16条の2第6項に基づき公表された。

キ 以上述べたとおり、本件河川整備計画は、所要の手続を適正に経て策定されたものである。

しかして、本件河川整備計画は、河川法第16条の2第1項及び第2項に基づき、本件河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間に係る当該河川の整備に関する計画を定めるものであるところ、本件導水路事業に関しては、「河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」における「流水の正常な機能の維持」において、「木曾川水系連絡導水路の建設」として、「揖斐川と長良川、木曾川を繋ぐ木曾川水系連絡導水路を整備し、徳山ダムに確保された渇水対策容量53,000千 m^3 のうち40,000千 m^3 の水を一部は長良川を経由して木曾川に導水することにより、異常渇水時〔平成6年（1994）渇水相当〕においても、木曾成戸地点において河川環境の保全のために必要な流量の一部である40 m^3/s を確保するとともに、徳山ダムにより開発した愛知県及び名古屋市の都市用水最大4.0 m^3/s を導水する」との内容が定められた。

(4) 小括

本件導水路事業における本件河川整備基本方針及び本件河川整備計画は、法定の手続に基づいて策定された適法なものである。

5 本件導水路に係る事業実施計画について

本件導水路事業は、木曾川水系フルプラン（第4次計画）及び本件河川整備計画に位置付けられているが、その具体的な事業の実施

については、木曾川水系連絡導水路事業に関する事業実施計画（以下「本件導水路事業実施計画」という。）が定められている。

(1) 事業実施計画の認可に係る一般的な手続について

ア 水資源機構は、水資源開発基本計画に基づいて事業実施計画を作成し、関係都道府県知事に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならない（水資源機構法第13条第1項）。

イ 水資源機構は、事業実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、当該水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとする者等の意見を聴くとともに、当該水資源開発施設の新築等に要する費用の負担について当該費用の負担をする者の同意を得なければならない（同法第13条第3項）。

ウ 国土交通大臣は、水資源機構が事業を承継する場合においては、事業実施計画の認可をしたときは、その旨を公示しなければならない（同法第14条第3項）。

(2) 本件導水路事業実施計画の認可手続について

ア 愛知県知事への協議

水資源機構法第13条第1項に基づき、平成20年8月4日付けで水資源機構理事長から被告愛知県知事に対し協議がなされ、被告愛知県知事は同月8日付けで「異議ない」旨回答した。

イ 水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとする者等への意見聴取

水資源機構法第13条第3項に基づき、平成20年7月22日付けで水資源機構理事長より被告愛知県公営企業管理者企業庁長に対し意見聴取がなされ、被告愛知県公営企業管理者企

業庁長は同年 8 月 4 日付けで「異議ない」旨回答した。

ウ 費用の負担をする者の同意

水資源機構法第 13 条第 3 項に基づき、平成 20 年 7 月 22 日付けで水資源機構理事長より被告愛知県公営企業管理者企業庁長に対し負担の同意について依頼がなされ、被告愛知県公営企業管理者企業庁長は同年 8 月 4 日付けで「同意する」旨回答した。

エ 認可及び公示

平成 20 年 8 月 22 日付けで、国土交通大臣が本件導水路事業実施計画を認可し、水資源機構法第 14 条第 3 項に基づき同年 9 月 3 日に公示された。

なお、前述のとおり同月 4 日、本件導水路事業は水資源機構に事業承継された。

オ 以上述べたとおり、本件導水路事業実施計画は、所要の手続を適正に経て認可されたものである。

6 小括

以上の通り、本件導水路事業の実施に係る所要の法手続は全て適法に履践されている。

また、本件導水路事業に係る被告愛知県知事及び被告愛知県公営企業管理者企業庁長の費用の負担についても、所定の法手続に基づき適法であることは明白であるから、原告らの本訴請求は理由がない。

以上